諮問庁:国立研究開発法人情報通信研究機構

諮問日:平成29年12月28日(平成29年(独情)諮問第88号) 答申日:平成30年3月23日(平成29年度(独情)答申第74号)

事件名:特定事案に係る「職員に対する懲戒処分について」の一部開示決定に

関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書9(以下,併せて「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年10月13日付け情通機総第1710050010号により国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 文書1について

起案者の外線番号及び内線番号について、頻繁に外部から電話がかかってくる可能性を指摘しているが、人事担当に対して電話を頻繁にかける事態がそれほどあるものではなく、また、内線番号に関していえば、内線番号自体は知っていたとしても、交換手として取次ぎがない対応も可能であるから、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは言えないため。

(2) 文書 2 について

職員及び当該職員の職務内容,事案概要,処分の量定についての一部については、いずれも、刑事事件自体と機構の業務が関連する場合には、機構としての説明責任にも関連するところ、公開する必要がある。事案概要については、犯行の内容についてであるから、職務内容そのものとは無関係に犯行自体の記述から犯人を特定することは通常、極めて困難であることに鑑みると、基本的には公開することが妥当である。

(3) 文書3について

処分内容とは、停職処分、免職処分といった処分の内容であるが、 処分内容の情報から個人を特定することは原則として不可能であり、過 去の情報と照らし合わせても、過去の情報と照らし合わせたことで個人 特定が可能となるのにかかる部分だけを非公開とする措置は可能である から、理由がない。

また、職名については、その職名から個人が特定できる必要があるところ、過去の情報として現在、表にされていることが必要であるが、職員録その他で職名から個人が特定できることの説明はされておらず、 非公開の理由があるとまで直ちにみることは困難であると言わざるを得ない。

(4) 文書4について

弁明辞退書のうち、所属については、先述した職名と同様である。 次に、内容については、弁明辞退行為それ自体の中に個人を特定できる 情報が含まれる旨の説明はなく、弁明辞退行為それ自体に係る情報の非 公開を適切とすべき理由には個人情報という根拠は、当たらない

(5) 文書5について

通知先について、犯行をした個人の氏名に関する部分は個人情報といえるが、氏名ではなく通知先と書いてあるところ、それ以外の情報、個人情報とはいえない情報が含まれていないかについての確認は困難である。

また、懲戒事由に該当する非違行為と思料される行為についての内容については、非違行為の記載の中に個人の特定に係る部分が記載された場合は、その部分を除き、非違行為と思料される行為自体の開示を行うことが適切である。

(6) 文書6について

これまでに述べたものと重なるものについては重ねて述べないものとする。

検討段階の議論についての情報であることは確認できるが、公平かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすといえる程度に非公開とすべき必要性が認められないのであれば、その部分に限って、開示することが適切である。

検討段階の情報であるとはいえ、既にこの検討を終えてから二年近くが経っている現時点において、あえて非公開を維持しなければならない 理由があるのかどうか疑わしいため。

(7) 文書 7 について

文書6までと同様である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

本件開示請求は、機構職員が特定年月日に特定事件で逮捕された件についての懲戒処分に関する文書及び審査内容についての文書の開示を求める

ものであり、機構は本件対象文書を下記2のとおり特定し、平成29年3月13日付けで、法5条各号の不開示情報に該当する部分を除き、上記の文書を開示する原処分を行った。

その後、平成29年3月16日付けで審査請求がなされ、情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、同審査会の答申(情個審第2315号平成29年7月12日)を受け、機構の原処分を取り消し、同年10月13日付けで、法5条各号の不開示情報に該当する部分を除き、改めて上記の文書を開示する原処分を行った。

これに対し審査請求人は、次の理由により原処分(同年10月13日付け)を取り消すことを求めている。

(以下,上記第2の2(1)ないし(7)と同じなので省略する。)

2 本件対象文書の概要

本件対象文書は、機構職員が特定事件で逮捕された件における懲戒処分の起案文書である。

- ① 職員に対する懲戒処分について(起案文書鑑)(文書1)
- ② 別紙1 事案と処分(案)(文書2)
- ③ 別紙2 懲戒処分(案)(文書3)
- ④ 参考1 弁明辞退書(文書4)
- ⑤ 参考2 弁明通知書(文書5)
- ⑥ 参考3 懲戒審査委員会資料(文書6)
- ⑦ 参考4 所属長からの報告書及び顛末書(文書7)
- ⑧ 参考5 懲戒規程(文書8)
- ⑨ 参考6 有期雇用職員就業規則(抜粋)(文書9)
- 3 原処分及びその理由

機構は、本件対象文書のうち次に該当する部分を除き開示する旨の原処分を行った。

(詳細は、平成29年10月13日付け「法人文書開示決定通知書」別紙の「開示請求対象法人文書一覧」の「不開示部分」及び「不開示理由」欄を参照(略))

- ① 職員に対する懲戒処分について(起案文書鑑)【文書1】のうち、 当該業務の起案者の電話番号であり、公にすることにより、頻繁に外 部から電話がかかってくるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ れがある部分を不開示とした。
- ② 別紙1事案と処分(案)【文書2】,別紙2懲戒処分書(案)【文書3】,参考1弁明辞退書【文書4】及び参考2弁明通知書【文書5】のうち,個人に関する情報であり,個人識別情報を除いても,過去の情報と照らし合わせることにより,当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができ,公にすることにより個人の権利利

益を害するおそれがある部分を不開示とした。

③ 参考3懲戒審査委員会資料【文書6】,参考4所属長からの報告書及び顛末書【文書7】のうち,個人に関する情報であり,個人識別情報を除いても,過去の情報と照らし合わせることにより,当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができ,公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある部分,及び,懲戒処分決定前の検討段階の議論等に関する情報であり,これを明らかにした場合,人事管理に係る事務に関し,円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある部分を不開示とした。

なお、参考5懲戒規程【文書8】及び参考6有期雇用職員就業規則 (抜粋)【文書9】は全てを開示しているため、次項の検討の対象とは ならない。

4 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、文書1について、「起案者の外線番号及び内線番号について、頻繁に外部から電話がかかってくる可能性を指摘しているが、人事担当に対して電話を頻繁にかける事態がそれほどあるものではなく、また、内線番号に関していえば、内線番号自体は知っていたとしても、交換手として取次ぎがない対応も可能であるから、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは言えない」と主張しているが、電話番号を広く知られることにより、頻繁に外部から電話をかけられる可能性があるため、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

審査請求人は、文書2について、「職員及び当該職員の職務内容、事案概要、処分の量定についての一部については、いずれも、刑事事件自体と機構の業務が関連する場合には、機構としての説明責任にも関連するところ、公開する必要がある。事案概要については、犯行の内容についてであるから、職務内容そのものとは無関係に犯行自体の記述から犯人を特定することは通常、極めて困難であることに鑑みると、基本的には公開することが妥当である」と主張しているが、刑事事件自体と当機構の業務が関連する場合には当たらず、犯行の内容については、過去に報道があったことから、犯人を特定できる可能性があるため、公開することは妥当ではない。

審査請求人は、文書3について、「処分内容とは、停職処分、免職処分といった処分の内容であるが、処分内容の情報から個人を特定することは原則として不可能であり、過去の情報と照らし合わせても、過去の情報と照らし合わせたことで個人特定が可能となるのにかかる部分だけを非公開とする措置は可能であるから、理由がない。また、職名については、その職名から個人が特定できる必要があるところ、過去の情報として現在、表にされていることが必要であるが、職員録その他で職名から個人が特定できることの説明はされておらず、非公開の理由があるとまで直ちにみるこ

とは困難であると言わざるを得ない」と主張しているが、処分内容については処分が行われた時期やその他の情報と照らし合わせれば個人特定の可能性があり、職名については過去の報道資料に職名と個人名が併記されているものがあるため個人が特定されることから、公開することは妥当ではない。

審査請求人は、文書4について、「弁明辞退書のうち、所属については、先述した職名と同様である。次に、内容については、弁明辞退行為それ自体の中に個人を特定できる情報が含まれる旨の説明はなく、弁明辞退行為それ自体に係る情報の非公開を適切とすべき理由には個人情報という根拠は、当たらない」と主張しているが、文書3と同様の理由により公開することは妥当ではない。

審査請求人は、文書5について、「通知先について、犯行をした個人の氏名に関する部分は個人情報といえるが、氏名ではなく通知先と書いてあるところ、それ以外の情報、個人情報とはいえない情報が含まれていないかについての確認は困難である。また、懲戒事由に該当する非違行為と思料される行為についての内容については、非違行為の記載の中に個人の特定に係る部分が記載された場合は、その部分を除き、非違行為と思料される行為自体の開示を行うことが適切である」と主張しているが、通知先とは個人の氏名及び職名であるため、また、非違行為の内容については、文書2の犯行の内容についてと同様の理由により、公開することは妥当ではない。

審査請求人は、文書6について、「これまでに述べたものと重なるものについては重ねて述べないものとする。検討段階の議論についての情報であることは確認できるが、公平かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすといえる程度に非公開とすべき必要性が認められないのであれば、その部分に限って、開示することが適切である。検討段階の情報であるとはいえ、既にこの検討を終えてから2年近くが経っている現時点において、あえて非公開を維持しなければならない理由があるのかどうか疑わしい」と主張しているが、検討段階の議論についての情報は、現在における人事管理に係る事務にも影響を与え、公平かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす可能性があるため、公開することは妥当ではない。

審査請求人は、文書7について、「文書6までと同様」と主張しているところ、文書1から文書6までの文書と同様の理由により、公開することは妥当ではない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 平成30年1月23日 審議

④ 同年3月6日

本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同月20日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定年月日に特定事件で機構職員が逮捕された件についての文書」(以下「本件請求文書」という。)の開示を求めるものであるところ、処分庁は、別紙に掲げる文書1ないし文書9(本件対象文書)を特定し、①その一部(下記②を除く。)を法5条1号、4号及び同号へに該当するとして不開示とするとともに、②文書6の一部の「訴訟に関する書類」に当たる書類につき、法の適用除外の規定(刑事訴訟法53条の2第1項)に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、上記①の不開示部分につき開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1)本件開示請求は、機構に対し、その保有する法人文書のうち、「特定年月日に特定事件で機構職員が逮捕された件についての文書」(本件請求文書)の開示を求めるものであることから、本件請求文書の存否を答えることは、機構職員が特定年月日に特定事件で逮捕(以下「本件逮捕」という。)された事実の有無(以下「本件存否情報」という。)を明らかにすることと同様の結果を生じさせると認められる。
- (2) そして、本件存否情報については、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすると、本件存否情報を端緒として、機構の関係者等一定範囲の者が、他の情報と照合することにより、本件存否情報に係る機構職員を推認することが可能となり、その結果、一般的に他人に知られることを忌避する性質の情報である、特定年月日に特定事件で逮捕された事実の有無が、当該関係者等一定範囲の者に知られることとなり、当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号本文後段に該当するものと認められる。
- (3) また、法 5 条 1 号ただし書該当性について検討すると、当審査会事務 局職員をして諮問庁に確認させたところ、機構は、本件逮捕の事実の有 無について公表していないとのことであり、これを覆すに足りる事情も 認められない。そうすると、本件存否情報は、同号ただし書イに該当するとは認められず、かつ、同号ただし書口に該当する事情も存せず、さらに、機構職員個人に分任された職務の遂行に係る情報とはいえないから、同号ただし書ハにも該当しない。
- (4) したがって、本件請求文書の存否を明らかにすることは、法5条1号

- の不開示情報を開示することになるので、本件開示請求については、法 8条の規定に基づき拒否すべきであったと認められる。
- (5) しかしながら、本件の場合、処分庁は、原処分において本件対象文書を特定し、その一部を開示する決定を行っており、本件存否情報を既に開示した状態となっている。このような場合においては、改めて原処分を取り消して法8条の規定を適用する意味はないことから、原処分は、結論において妥当であるといわざるを得ない。
- 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号、 4 号及び同号へに該当し、又は刑事訴訟法 5 3 条の 2 第 1 項に規定する「訴訟に関する書類」に当たり法が適用されないとして不開示とした決定については、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法 5 条 1 号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史

別紙

文書1 職員に対する懲戒処分について(起案文書鑑)

文書2 別紙1 事案と処分(案)

文書 3 別紙 2 懲戒処分書(案)

文書 4 参考 1 弁明辞退書

文書 5 参考 2 弁明通知書

文書 6 参考 3 懲戒審查委員会資料

文書 7 参考 4 所属長からの報告書及び顛末書

文書8 参考5 懲戒規程

文書 9 参考 6 有期雇用職員就業規則(抜粋)